

【コンサルティングの例1（事業会社向け）】

貴社の「銀行取引体制」と 貴社に対する「銀行の視点」について

（実際の「お客様向け資料」から一部をご紹介）

2016年●月

1. 各行との担保にかかわる対立の解消に向けて

○担保価値：貴社をふくめて多くの事業会社が誤認

- ・貴社は、A行とB信金に対し、同じ1億円相当の担保を締結しているものと誤認（＝時価ベースのみで判断）。
- ・しかし、両行における担保評価の目線を考慮すれば、A行とB信金における評価には大きな差が発生しているものと推測。
- ・すなわち、次表の「優良」or「一般」、および次々表の「掛け目」を勘案すれば・・・

【担保と保証における「優良」と「一般」の区分】

担保		保証	
優良	一般	優良	一般
預金 上場株式 決済確実な商業手形	土地建物 債権 動産	信用保証協会 金融機関 上場かつ有配企業	事業会社

金融庁 HP、各金融機関ディスクロージャー誌などからを抜粋

【担保評価における掛け目】

預金	土地・建物	上場株式	売掛金・受取手形	動産(在庫)	動産(機械)
100%	●～●%	●～●%	●～●%	●～●%	●～●%

各金融機関ディスクロージャー誌などから平均値を抜粋

○担保契約がない資産：多くの実務で見落とされるポイント

・取立委任手形

取立委任手形に発生する「商事留置権」については、1998年以降の一連の判例を踏まえれば、担保価値として・・・以上の事実を、メインA行のご担当者が理解していないことも今次対立の一因のため、関係改善に向け・・・

【取立委任手形の法的整理開始後における取扱い】

手続	取扱い
破産	破産手続開始前から占有した手形を、開始決定後も取り立てて弁済充当できる ⁱ
民事再生	(本ペーパーでは記載省略)
会社更生	(本ペーパーでは記載省略)

i .最高裁 1998.7.14

・「流動性預金（当座、普通など）」と「定期預金」の違い

破産などの「法的整理」と、事業再生ADRなどの「私的整理」における取扱いには大きな違いがあり・・・また、いわゆる「拘束預金」の、貴社と銀行における各々の正当性については、実務および判例上、その判断に流動的な面があることから（別紙●ご参照）、お互いの信頼関係の構築が重要。まずは、各行における種目別の預金シェアについては、図表●の案のような「公平」かつ「合理的」なロジックにより、各行と丁寧に議論することで、互いの信頼感醸成につなげることが第一歩。



2. 貴社に対する銀行の視点とは

○各行における「クレジットの評価目線」には違いがある

すべての金融機関は、オーナーの資質などの「定性評価」と、利益率などの「定量評価」を合算して、信用力を判断。しかし、「メインA行」と「下位取引B信金」が重視するポイントには相当な違いがあり、具体的には・・・

【融資判断の際に重視しているポイント】

業態	経営者の 資質	取引状況 全般	ビジネス モデル	担保余力 ⁱ	経営者保証 の有無 ⁱ
銀行	45%	31%	40%	6%	0%
信用金庫	●%	●%	●%	●%	●%
信用組合	●%	●%	●%	●%	●%
平均	●%	●%	●%	●%	●%

i. 中小企業の代表者による担保提供率: ●%、同個人保証差入れ率: ●%

○「行内格付」とは

たとえば貴社メインのメガバンクA行は、格付全体で16区分と開示しているため、同行における「正常先」は10区分と推測。また、「メインA行」と「下位取引B信金」における貴社の行内格付は差があるものと推定され、その理由は・・・

【債務者区分と行内格付の関係】

債務者区分	正常先	要注意先	破綻懸念先	実質破綻先	破綻先
行内格付	多くの区分	3区分	1区分	1区分	1区分

各金融機関ディスクロージャー誌などから抜粋

○取引各行との対立の背景の1つは、貴社の消極的な情報開示スタンス

貴社の消極的な情報開示スタンスは、銀行取引上、さまざまなデメリットに。

【中小企業が「銀行に開示しない」比率】

書類	開示しない比率	貴社の開示状況
税務申告書	23%	○
試算表	●%	×
事業計画	●%	×
資金繰り表	●%	×

・「事業計画」の非開示

実質債務超過の解消をはじめ、各行における行内格付において、きわめて不利な影響あり。

また、事業計画は定期的に内容を修正するべきで、たとえば当初計画から利益が●割ほど下方に乖離すると・・・

【実質債務超過と債務者区分の関係】

債務者区分	債務超過期間の見込	備考
正常先	短期間(●年程度)	かなり例外的
要注意先	●～●年以内	合理的な●年以内の経営改善計画がある場合
破綻懸念先	●～●年超	債務超過は、基本的には破綻懸念先
実質破綻先	解消のめどが立たない	左記の状況から3年以上経過

金融庁 HP、各金融機関ディスクロージャー誌などから抜粋

・「オーナー資産」の非開示

「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」によれば、「オーナーが保有する不動産などの固定資産については・・・」

したがって、貴社が非開示としていることは、各行における行内格付に不利であるのみならず・・・

○「定量評価」における個別論点

・B/Sの各科目における「含み損益」の算出ルール

以下は、市販の書籍をもとに各行の平均的なルールを推測（具体的な内容は、本ペーパーでは割愛）。

✓売上債権（売掛金＋受取手形）

✓棚卸資産

✓金銭債権（貸付金など）

【貴社のケース（決算上では資産超過であるものの、「含み損益」を加味すれば債務超過。その解消は2期後と予想。）】

（記載省略）

・連続赤字の計上

金融検査マニュアルでは「赤字原因が一過性であり、短期間に黒字化することが確実であれば、総合評価も踏まえて、要注
意先から正常先として差し支えない」などとされるものの、より具体的な専門誌における解説では・・・

【貴社のケース（各行における判断は分かれているものと推定）】

貴社は、前期まで2期連続の赤字を計上。

今期の黒字化はかなり確実に見込まれるものの、月次試算表をメインA行にのみ提出しているため、その他行では
黒字化の検証が難しい状況（なお、下位行への開示充実は、貴社の全体的な課題）。

まずは、各行に対する月次損益の開示をスタートし、さらに加えて・・・

・債務償還年数

- ✓算出式：金融検査マニュアルの規定は、次のとおりきわめて簡易な算式のみを規定。
(具体的な内容は、本ペーパーでは割愛)

【貴社のケース (深刻な問題あり)】

(記載省略)



今後に向けたポイント

現在ご提案している「劣後ローンの導入」および「増資」に加えて、貴社が、各行において確実に「正常先」となる201●年●月頃には、「新規取引行との取引スタート」、「借入レートの是正」、「預金・担保シェアの合理的な配分」などについて、さまざまな施策が可能に。

これは、各行との信頼関係を中長期的に構築していく大きなチャンスとなるため、別紙●のような広範な事前準備が必要。